

【令和6年度診療報酬改定 参考資料】

在宅医療におけるICT(はち丸ネットワーク)を用いた連携の推進について

※ 本資料は令和6年3月5日に厚生労働省より発出された通知・診療報酬改定の概要資料に基づき作成しております。

※ 新設の「在宅医療情報連携加算」については、算定要件・施設基準等を満たす形ではち丸ネットワークをご利用いただくことにより、算定可能であるものと考えております。なお、今後の新たな通知や疑義解釈等で変更になる可能性があること、および算定を確約するものではないことをご了承ください。

名古屋市はち丸在宅支援センター
(運営:一般社団法人名古屋市医師会)



在宅医療におけるICTを用いた連携の推進

- 在宅で療養を行っている患者等に対し、ICTを用いた連携体制の構築を通じて、質の高い在宅医療の提供を推進する観点から、医療・ケアに関わる関係職種がICTを利用して診療情報を共有・活用して実施した計画的な医学管理を行った場合の評価、患者の急変時等に、ICTを用いて関係職種間で共有されている人生の最終段階における医療・ケアに関する情報を踏まえ、療養上必要な指導を行った場合の評価等を実施。



在宅医療におけるICTを用いた連携の推進①

在宅医療情報連携加算の新設

- 他の保険医療機関等の関係職種がICTを用いて記録（以下、単に「記録」とする。）した患者に係る診療情報等を活用した上で、医師が計画的な医学管理を行った場合の評価を新設する。

（新）在宅医療情報連携加算（在医総管・施設総管・在宅がん医療総合診療料） 100点

〔算定要件〕（概要）

- 医師が、医療関係職種等により記録された患者の医療・ケアに関わる情報を取得及び活用した上で、計画的な医学管理を行うこと及び医師が診療を行った際の診療情報等について記録し、医療関係職種等に共有することについて、患者からの同意を得ていること。
- 以下の情報について、適切に記録すること
 - 次回の訪問診療の予定日及び当該患者の治療方針の変更の有無
 - 当該患者の治療方針の変更の概要（変更があった場合）
 - 患者の医療・ケアを行う際の留意点（医師が、当該留意点を医療関係職種等に共有することが必要と判断した場合）
 - 患者の人生の最終段階における医療・ケア及び病状の急変時の治療方針等についての希望（患者又はその家族等から取得した場合）
- 医療関係職種等が当該情報を取得した場合も同様に記録することを促すよう努めること。
- 訪問診療を行う場合に、過去90日以内に記録された患者の医療・ケアに関する情報(当該保険医療機関及び当該保険医療機関と特別の関係にある保険医療機関等が記録した情報を除く。)をICTを用いて取得した情報の数が1つ以上であること。
- 医療関係職種等から患者の医療・ケアを行うに当たっての助言の求めがあった場合は、適切に対応すること。

〔施設基準〕（概要）

- (1) 患者の診療情報等について、連携する関係機関とICTを用いて共有し、常に確認できる体制を有しており、共有できる体制にある連携する関係機関（特別の関係にあるものを除く。）の数が、5以上であること。
- (2) 地域において、連携する関係機関以外の保険医療機関等が、当該ICTを用いた情報を共有する連携体制への参加を希望した場合には連携体制を構築すること。ただし、診療情報等の共有について同意していない患者の情報については、この限りでない。
- (3) 厚生労働省の定める「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に対応していること。
- (4) (1)に規定する連携体制を構築していること及び実際に患者の情報を共有している実績のある連携機関の名称等について、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示及び原則としてウェブサイトに掲載していること。



- 診療情報、治療方針
- 医療関係職種等が医療・ケアを行う際の留意事項
- 人生の最終段階における医療・ケア等に関する情報等の情報共有

【算定要件】 ア～力のすべてを満たす必要があります。

- ア 以下について、患者の同意を得ていること。
- (イ) 当該保険医療機関の医師が、医療関係職種等により **ICTを用いて記録された患者の医療・ケアに関わる情報を取得及び活用した上で、計画的な医学管理を行うこと。**
 - (ロ) 医師が診療を行った際の診療情報等について **ICTを用いて記録し、医療関係職種等に共有すること。**

様式1

はち丸ネットワーク参加同意書（新規用）

名古屋市長 殿
一般社団法人 名古屋市医師会長 殿

私は、はち丸ネットワークに関する説明を理解し、その目的に賛同しましたので、私の医療・介護・健診情報に関して、国民健康保険及び後期高齢者医療保険のレセプト・健診情報・介護保険情報を名古屋市医師会が名古屋市より取得し、はち丸ネットワーク参加事業者が所有する情報を含め、参加事業者間で共有されることに同意します。また、登録情報に変更が生じた場合も継続して同意します。
※はち丸ネットワークの詳細はパンフレットをご確認ください。

フリガナ		同意日	年 月 日	
氏名（自署）		電話番号		
生年月日	○ ○ ○ ○ ○ 大・昭・平・令	年 月 日生	性別	○ ○ 男・女
現住所	〒 _____ 名古屋市 _____			
所属				
代理の氏名				

はち丸ネットワークでは、
書面による同意取得をお願いしております。

下記についてご記入ください。

■医療保険記載欄（名古屋市国民健康保険、後期高齢者医療保険の場合は被保険者番号をご記入ください。）

名古屋市以外の国保/国保組合/協会けんぽ/組合健保/共済組合 生活保護 不明/その他

名古屋市国民健康保険 被保険者番号 _____ - _____

後期高齢者医療保険 被保険者番号 _____

■介護保険記載欄（被保険者の場合はサービス利用の有無にかかわらずご記入ください。）

介護保険 被保険者番号 _____ 不明/その他

※受付施設記入欄（スタンプでも可）

受付施設名			
施設住所	〒 _____		
電話番号		同意取得者氏名	

・記載内容等について、名古屋市はち丸在宅支援センターから確認のお電話をすることがあります。

本書を名古屋市はち丸在宅支援センターへご提出ください（原本以外の提出可）。
この下は、名古屋市はち丸在宅支援センターで記入します。

受理： _____ 年 _____ 月 _____ 日	<table border="1"> <tr> <td style="width: 50%;">受理印</td> <td style="width: 50%;">確認印</td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td style="height: 40px;"></td> </tr> </table>	受理印	確認印		
受理印	確認印				

イ 訪問診療を行った日に当該保険医療機関の職員が、次回の訪問診療の予定日及び当該患者の治療方針の変更の有無について、ICTを用いて医療関係職種等に共有できるように記録すること。また、当該患者の治療方針に変更があった場合には、医師がその変更の概要について同様に記録すること。

ウ 訪問診療を行った日に医師が、患者の医療・ケアを行う際の留意点を医療関係職種等に共有することが必要と判断した場合において、当該留意点をICTを用いて医療関係職種等に共有できるように記録すること。

エ 当該保険医療機関の患者の医療・ケアに関わる者が、患者の人生の最終段階における医療・ケア及び病状の急変時の治療方針等についての希望を患者又はその家族等から取得した場合に、患者又はその家族等の同意を得た上でICTを用いて医療関係職種等に共有できるように記録すること。

なお、医療関係職種等が当該情報を取得した場合も同様に記録することを促すよう努めること。

オ 訪問診療を行う場合に、過去90日以内に記録された患者の医療・ケアに関する情報(当該保険医療機関及び当該保険医療機関と特別の関係にある保険医療機関等が記録した情報を除く。)をICTを用いて取得した数が1つ以上であること。

なお、当該情報は当該保険医療機関において常に確認できる状態であること。

カ 医療関係職種等から患者の医療・ケアを行うに当たっての助言の求めがあった場合は、適切に対応すること。

【施設基準】

- (1) 在宅での療養を行っている患者の診療情報等について、在宅医療情報連携加算又は在宅歯科医療情報連携加算を算定する保険医療機関と連携する他の保険医療機関、介護保険法に定める居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、居宅介護支援事業者若しくは施設サービス事業者又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者若しくは児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者等（以下「連携機関」という。）と **ICTを用いて共有し、当該情報について常に確認できる体制**を有している医療機関であること。
- (2) 当該医療機関と患者の診療情報等を共有している連携機関（特別の関係にあるものを除く。）の数が、**5以上**であること。

(3) 地域において、連携機関以外の保険医療機関等が、当該ICTを用いた情報を共有する連携体制への参加を希望した場合には連携体制を構築すること。ただし、診療情報等の共有について同意していない患者の情報については、この限りでない。

(4) (1)に規定する連携体制を構築していること及び実際に患者の情報を共有している実績のある連携機関の名称等について、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。

(5) (4)の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。自ら管理するホームページ等を有しない場合については、この限りではないこと。



★ はち丸ネットワークは厚生労働省の定める

「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に対応しています。

施設基準届出様式（記載例）

様式19の3

在宅医療情報連携加算及び在宅歯科医療情報連携加算の施設基準に係る届出書添付書類

1 ICTを用いて情報共有をできる体制について

情報共有に使用するサービスの名称（主なもの）	はち丸ネットワーク		
連携機関の名称	連携機関の種類	管理者の氏名	住所
〇〇クリニック	保険医療機関	〇〇〇〇	名古屋市〇〇区〇〇町1-2-3
〇〇病院	保険医療機関	〇〇〇〇	名古屋市〇〇区〇〇町2-2-3
〇〇歯科クリニック	保険医療機関	〇〇〇〇	名古屋市〇〇区〇〇町3-2-3
〇〇薬局	保険薬局	〇〇〇〇	名古屋市〇〇区〇〇町4-2-3
〇〇訪問看護ステーション	訪問看護ステーション	〇〇〇〇	名古屋市〇〇区〇〇町5-2-3
〇〇居宅介護支援事業所	居宅介護支援事業所	〇〇〇〇	名古屋市〇〇区〇〇町6-2-3
〇〇訪問介護	訪問介護事業所	〇〇〇〇	名古屋市〇〇区〇〇町7-2-3

ICT連携で実績のある施設を5施設以上記載

2 安全管理及び掲示に関する体制（該当するものに〇をつけること。）

<input checked="" type="radio"/> (1) 厚生労働省の定める「医療情報システムの安全管理に関するガイドラ <input type="radio"/> (2) 連携機関と連携体制を構築していること及び実際に患者の情報を共有 療機関の見やすい場所に掲示していること。 <input type="radio"/> (3) (2)の掲示事項について、ウェブサイトに掲載していること。 (掲載しているウェブサイトのURL： https://www.***.ne.jp)	院内掲示と同様の内容が掲載されている ウェブサイトのURLを記入します
--	--

〔記載上の注意〕

- 1 連携機関の種類については、保険医療機関、保険薬局、訪問看護ステーション、介護保険法に定める居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、居宅介護支援事業者若しくは施設サービス事業者、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者若しくは児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者、市町村等の行政機関又は地域包括支援センター又はその他のいずれかを記載すること。
- 2 連携機関と連携体制を構築していること及び実際に患者の情報を共有している実績のある連携機関の名称等について、掲示しているホームページのURL等を記載すること。

院内掲示・ウェブサイトへの掲載（見本）

word形式のデータをダウンロードいただけます。
各医療機関にて必要に応じて加筆修正等していただき、
院内の掲示、ウェブサイトへの掲載にご活用ください。

当院では訪問診療において ICT ツールを活用しています

当院では、患者様の同意に基づき、以下の連携機関（医療・介護施設）と ICT ツール（はち丸ネットワーク）を活用して、患者様の医療・ケアに関わる情報を共有しています。

【連携機関】

- 〇〇病院、〇〇歯科クリニック、〇〇薬局、
- 〇〇訪問看護ステーション、〇〇居宅介護支援事業所、
- 〇〇訪問介護事業所 等

「はち丸ネットワーク」とは？

患者様の同意に基づき、患者様の医療・介護・健診情報について、電子ネットワークを通じて、医療機関・介護事業所等が閲覧・共有することにより、迅速で適切な医療・介護の提供へ繋げることを支える仕組みです。名古屋市医師会が運営しています。

はち丸ネットワークは、厚生労働省の定めるガイドラインに準拠したセキュリティ対策を講じて運用しております。

はち丸ネットワークの詳細はこちらの URL や QR コードからご参照いただけます。

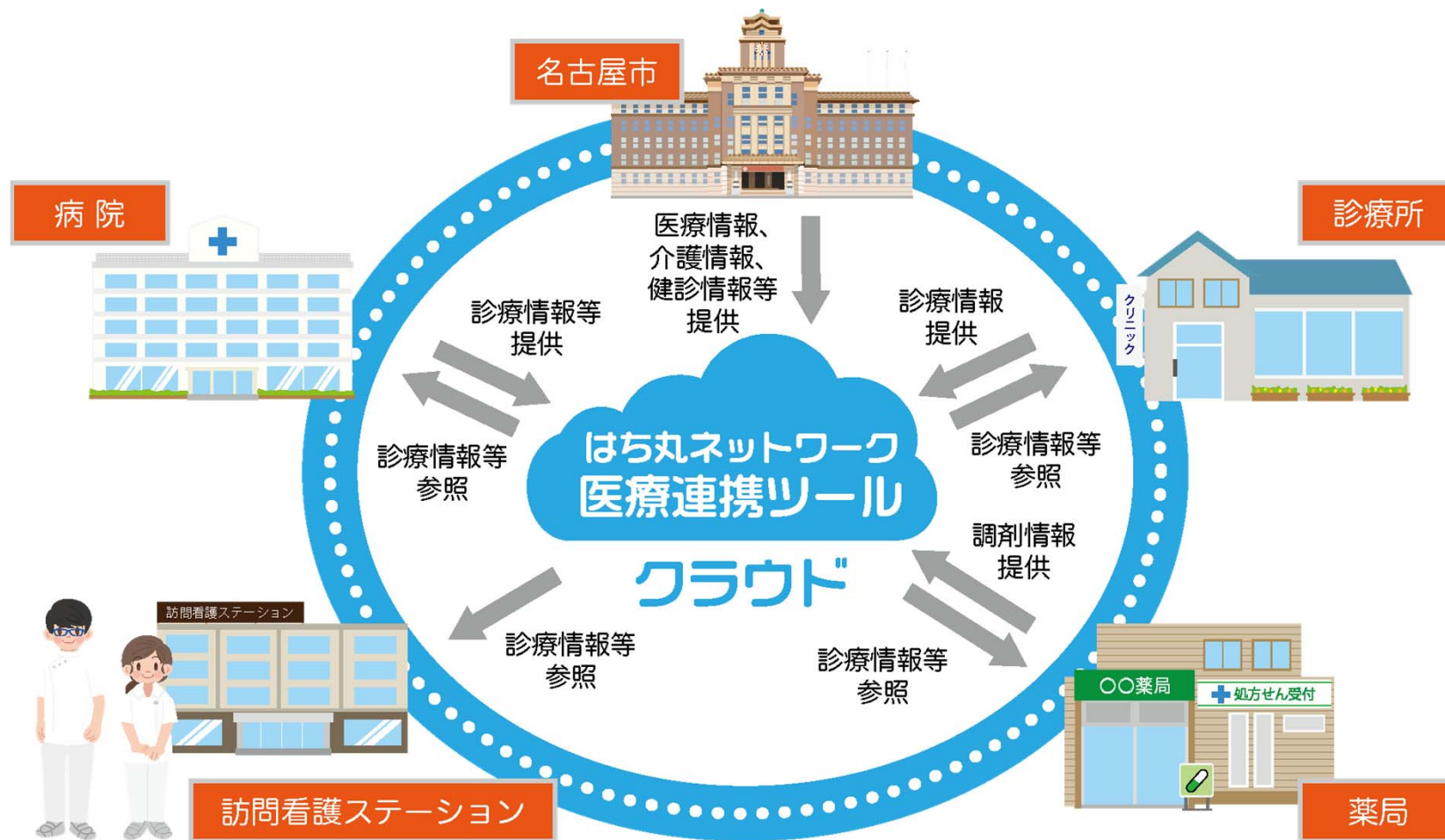
<https://ehr.hachimaru-net.nagoya/>



20〇〇年〇月 〇〇クリニック 院長 〇〇〇〇

はち丸ネットワークについて

患者の同意に基づき、市内の病院・診療所・歯科診療所・薬局・訪問看護ステーション・介護サービス事業所などをネットワークで結び、参加者（患者）の診療・調剤・介護情報を共有するシステムです。



多職種連携ツール（チャットルーム）

登録患者を支援する多職種間で情報共有を行うことができます。



私の意思書および医療機関同意書のアップロード機能

在宅での看取りを希望される方の延命処置に関する「私の意思書および医療機関同意書（私の意思書）」についてをアップロードしていただくことで、はち丸ネットワーク患者チャット内でも共有ができます。

チャットルーム(パソコン)

患者情報

並び替え：私の意思書有

中村区 花子 デモ(79歳)
愛知県名古屋市市中村区 ●●
医療・介護・健診 意思書

緑区 デモ(74歳)
愛知県名古屋市東区葵1-4-38
医療・介護・健診 意思書

同意書履歴を開く 連携サマリひな形出力
連携サマリ出力 救急シートを開く
変更履歴 医療・介護・健診を開く
私の意思書を開く 私の意思書を登録

基本情報 医療看護 歯科 薬剤 介護 バイタル

最終更新日：2017/07/12
最終更新者：名古屋市医師会
地域包括ケア推進課

PDF出力 詳細情報

参考

私の意思書および医療機関同意書

お名前： _____
生年月日：西暦 _____ 年 月 日 (_____ 歳)

▼私は延命処置（心肺蘇生、救急搬送など）を…

望みます

希望搬送先医療機関名： _____
希望搬送医療機関連絡先： _____
※救急搬送の場合は、速やかに救命の対応ができる医療機関を救急隊が選定しますので、希望に添えない場合があります。

望みません 心肺蘇生をせず、下記の主治医に連絡してください

主治医： _____
医療機関連絡先： _____
緊急連絡先： _____
住 所：〒 _____
医療機関名： _____

以上の意思書に変わりはないことを認めます。

西暦 _____ 年 _____ 月 _____ 日 本人署名（自筆） _____
又は代筆者署名 _____（続柄） _____
キーパーソン _____（続柄） _____

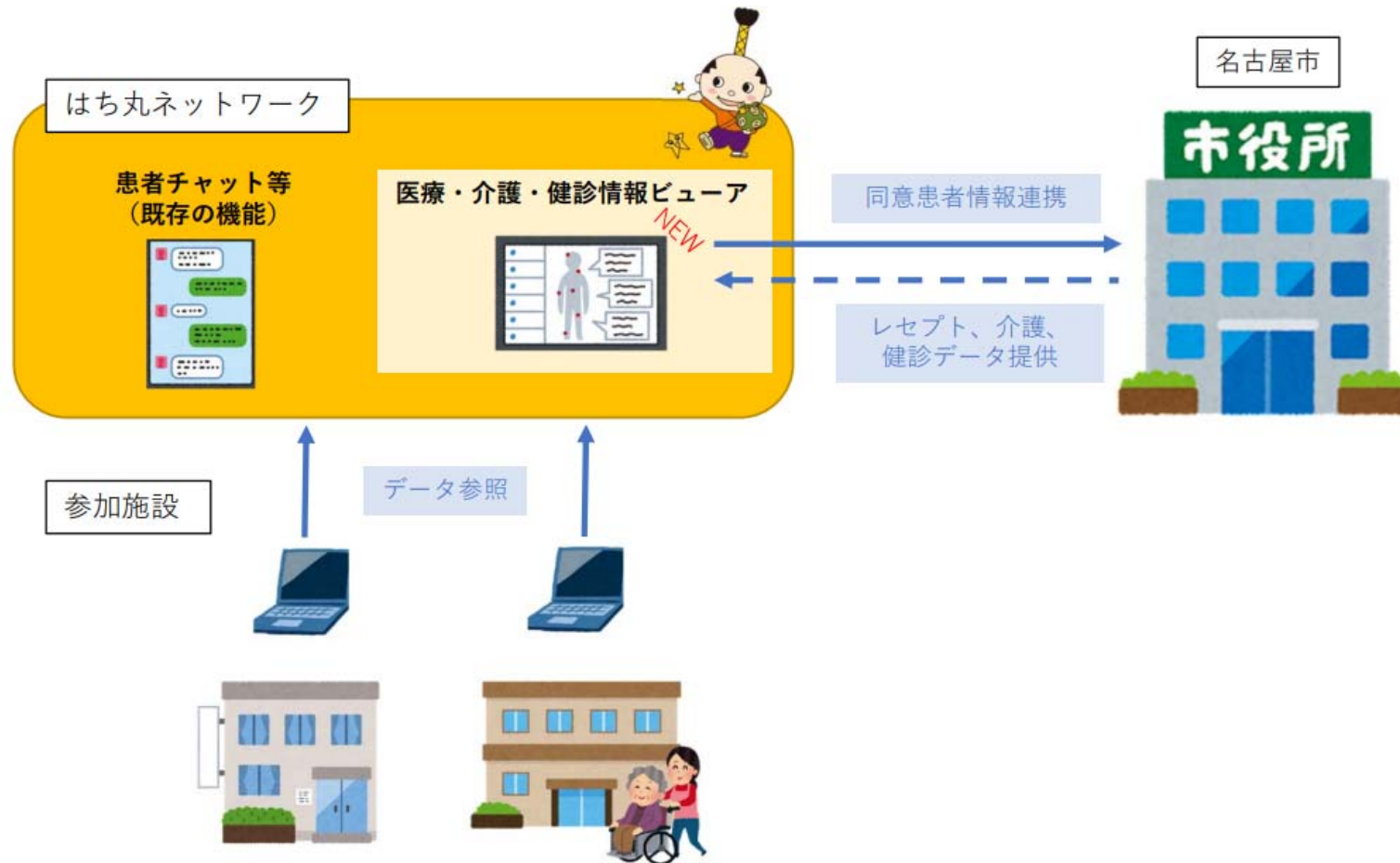
※ この内容は現時点での意思の確認であり、状況に合わせて、いつでも変更することができます。 遠慮なくご相談ください。

一般社団法人名古屋市医師会・名古屋市消防局

2022.4.1

医療・介護・健診情報ビューア

名古屋市より取得する医療、歯科、調剤のレセプト情報、介護情報、健診情報が閲覧できます。



モバイルアプリ版

スマートフォン・タブレット端末からは、利便性の高いモバイルアプリ版もご利用いただけます。



VPN接続が不要
簡単に接続できます！

プッシュ通知,通知バッジで
他の利用者の投稿がすぐにわかる！

生体認証でログイン
指紋や顔認証により
簡単・安全ログイン！

モバイルアプリ版も
使ってね！





“はち丸ネットワーク”の活用で多職種連携
がよりスムーズになります！！

- ★ 名古屋市医師会と名古屋市が勧める多職種連携に特化したICTツール
- ★ 「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に対応したシステム
- ★ パソコン・タブレット・スマートフォンで閲覧、記録が可能
- ★ システム使用料 無 料 ！！